

令和8年度ホスピタリティ研修等支援事業実施要領

1 事業の趣旨

観光客の期待を超える満足度の高いサービスの提供に向けて、宿泊・交通・飲食等の団体等が主催するホスピタリティ研修等に対して、経費を支援することで内容の充実を図るものです。

2 申請受付期間

令和8年6月8日(月)～令和9年1月29日(金)(必着)

※申請受付期間中でも申請の合計額が予算額に達し次第締め切ります。

3 助成対象期間

令和9年2月末日までに完了する事業

4 助成対象者

広島県内の観光関連団体等(宿泊・交通・飲食等)を運営する、次に掲げる要件をすべて満たす者

- ・観光関連業界団体、観光協会、DMO、商工会、商工会議所、観光関連事業者、その他一般社団法人広島県観光連盟が適当と認める団体
- ・県税の未納がない。
- ・暴力団又は暴力団員と関りがない。

5 助成対象事業

次に掲げる要件をすべて満たすものとなります。

- (1)接遇、接客マナー、カスタマーハラスメント対応、ユニバーサルツーリズム、救命・救急対応、インバウンド対応等、観光ホスピタリティの向上を目的とした研修であること
- (2)広島県内で実施される研修であること

6 助成率

10/10

7 助成上限額

60万円

8 助成対象経費

助成事業の実施に直接必要な経費で、次に掲げるものとします。

- (1)講師謝金・講師旅費
- (2)会場使用料
- (3)教材作成費・印刷製本費
- (4)研修実施に係る業務委託費
- (5)その他一般社団法人広島県観光連盟が特に必要と認める経費

※ 団体の人件費、備品購入費、交流会費、消費税及び地方消費税は原則として助成対象外となります。

※ 交付決定日以降に発生し助成対象期間内に支払が完了した費用を対象とします。

9 提出書類(申請)

- (1)助成金交付申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第1号別紙1)
- (3)収支予算書(様式第1号別紙2)
- (4)支出予定金額証拠書類(見積書等の写し)

10 助成金の交付決定

助成金の交付決定は、申請書類の提出を受けて、内容の確認・審査を行い助成金の交付の可否を決定します。助成対象事業者及び助成対象の事業(取組)を決定するもので、事業(取組)完了後の最終的な助成金交付額の決定・保証をするものではありません。

また、助成金交付決定額は、助成金交付申請額から減額し決定する場合があります。

11 助成金交付決定後の流れ

事業の開始(契約・発注)は、助成金交付決定通知を受けた後に着手してください。

12 報告書等の提出期限

事業が完了した日から起算して20日を経過する日

13 提出書類(実績報告)

- (1)助成金事業実績報告書(様式第4号)
- (2)事業実績書(様式第4号別紙1)
- (3)収支決算書(様式第4号別紙2)
- (4)支出金額が確認できる書類(領収書等の写し)
- (5)助成金交付請求書(様式第5号)

14 実績報告の審査・支払い

助成金は、提出していただいた実績報告書を精査し、申請どおり実施されたものと認めた後に支払います。振込日について個別にご連絡はいたしません。

なお、提出書類の確認作業中に書類の内容について照会等を行うことがありますので提出するものと同様の書類(写し)一式をお手元に保存し、対応できるようにしてください。

15 その他

助成事業者に採択された場合は、必要最低限の情報(事業者名、助成事業の内容など)を情報公開することがあります。

16 問い合わせ・申し込み先

一般社団法人広島県観光連盟 受入環境整備部 助成金担当

Mail:ukeire@kanko-hiroshima.or.jp

Tel:082-241-8911

住所:〒730-0031 広島市中区紙屋町 1-1-20 いよぎん広島ビル6階